

## 第5期 雲南市農業委員会第37回総会議事録

1. 日 時 平成29年7月18日(火) 15:04~17:08

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員(33名) ( )は遅刻届出委員

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	4番 竹内 勉	5番 片寄健治
6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二	9番 永井尚二
10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博	14番 高田 耕
15番 青木征温	16番 内部武雄	17番 柳原昌広	19番 白築美雄
20番 中西康一	21番 嘉本輝雄	22番 渡部満憲	23番 鶴原能也
24番 廣澤幸博	25番 錦織邦男	26番 岡田 伸	28番 川上蘆求
29番 山本裕子	30番 高島幹雄	31番 陶山直利	32番 小田久義
33番 藤原 好	34番 山本博子	(35番 宇都宮敏章)	36番 石橋義明
37番 加藤一郎			

4. 欠席委員(4名) 3番 岡田康弘 13番 松原利廣 18番 白築 進  
27番 持田明典

5. 事務局又は説明者 事務局長 長妻英文 企画官 土屋和則  
統括主幹 女鹿田比文 主 幹 白築 香

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第232号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第233号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第234号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について
- ・議第235号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第236号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第237号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第238号 雲南市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則について
- ・議第239号 雲南市農業委員会規程の一部を改正する訓令について
- ・議第240号 雲南市農業委員会互選規程の一部を改正する告示について
- ・議第241号 雲南市農業委員会運営委員会の設置及び運営規程の一部を改正する訓令について

- ・議第242号 雲南市農業委員会専門委員会の設置及び運営規程の一部を改正する訓令について
- ・議第243号 雲南市標準農作業料金検討協議会規程の一部を改正する告示について
- ・議第244号 雲南市農業委員会遊休農地の指導に関する規程を廃止する告示について

## 7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は32名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第37回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、36番 石橋義明委員、2番 高尾茂通委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について</li> <li>・斡旋依頼の受理について</li> <li>・農地法の規定による許可指令書の取り消し願いについて</li> <li>・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地 転用届）の受理について</li> <li>・田畑転換届出の受理について</li> <li>・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について</li> <li>・会議等の報告事項について</li> <li>・会議等の予定について</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。 それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。 なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。 質問はございませんか。  (無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。</p> <p>それでは最初に、「議第232号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書6ページ「議第232号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」説明します。7ページをご覧ください。</p> <p>今回非農地通知に関わる調査を実施した地区は〇〇町〇〇地区です。今年1月に農地所有適格法人として承認されております。この地区では現在圃場整備が進行中で順次、中間管理機構を通じた集積を計画されております。関係者36人、80筆、面積が55,791㎡で、確認委員は〇〇委員、〇〇委員さんで、5月19日及び6月20日に現地確認を行っております。</p> <p>資料1をご覧ください。地目は田が30筆27,295㎡、畑が50筆28,496㎡です。現況は山林40筆、原野40筆です。</p> <p>非農地通知の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄したため、自然改廃し雑木等が繁茂した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地と判断して問題ないと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。
14番	14番〇〇です。非農地判断の内規がありませんでしたか。あれに照らされてどう判断をされたのですか。
事務局	<p>資料No.1の3のところに非農地の判断理由を書いています。農地法の運用第4の3に、現在農地法の取扱いの仕方ということで決まっている部分です。アの方がその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。イはア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合ということで、アあるいはイの要件で判定しています。内規にもこのような内容で載せております。内規では農業委員さんの確認を平成26年、27年に変更しており、それまでは3人と事務局で確認をしておりました。それを赤については農業委員さん1名と事務局で確認するというところに変更がっております。その農地法の確認の仕方というところを見て判断しているところです。議案で判断理由を付けています。アカイに対</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	応しています。アについては、山林、木が立っていて森林である。イの場合は木は立ってなくても田として使える見込みがなく原野と判断しているということです。
14番	10年以上とあったと思いますが、10年以上そのまま原野等の状態にあるということが非農地の判断の一つであったように気がするんですが、もうなくなりましたか。
議長	以前はありました。おっしゃるとおりですが、最近はこの判断理由でやっています。
14番	当地区で非農地をやったんですが、10年という表現を使いながら、前の〇〇事務局長の時に、内規が示されて、非農地として確認することが明示されていたような気がします。変わってもいいですが、農業委員会で確認した内規なので、変わっていればやめて、この二つだけでいくということであればそれでいいんですが、記憶にあるものですからどうなったのかな。これだけだと非常にふわっとしている。これだといっぱい出てくる気がします。記憶違いかもしれませんが、たしか内規を示されて前回自分の地区をやった気がします。
議長	概ね10年以上という表現であったと思います。
14番	内規で残っていたんじゃないのかな。
4番	4番〇〇です。概ね10年という話が出ていますが、現地を確認しましたら、現状はここが昔農地であったのかと思い確認しました。ぜんぜん変わっている。10年とかという問題ではありません。現状は森林、山になっているところばかりであると確認しました。
議長	内規の概ね10年はわかりますか。わからなければ調べて後で報告するということにします。
16番	16番〇〇です。この場合は土地改良にあわせてやられたのではないですか。
事務局	現在圃場整備されているところです。集積率を高めるため、集積率の分母の部分に影響するところで、法人さんで頑張っておられるところを先に優先させてもらったということで、今回〇〇地区というところで実施をしたところです。
16番	非常にいいことだと思います。〇〇さん言われるように今からいくらでも出るということで、出れば結構なことで、出らずに投げてあるところがたくさんにあり、少しでも解消されれば結構だと思います。
14番	変わってもいいんです。いつまでもかつてのままでいくこともないし、状況が変われば、これをもとにその時の状況判断で結構幅がありそうなので、今の集積率を上げ

発信者	議 事 録 要 旨
14番	<p>るためということは、人為的な気にさわる言い方であってやめてほしい。本来使えないから非農地にするという純粋な気持ちでやれませんか。以上です。</p>
議 長	<p>思いのほどはわかりました。〇〇委員さんの集積率も補助率に係ることで言葉となつて出たものです。</p> <p>他に質問はありませんか。無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第232号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」は、提案のとおり非農地として承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よつて、「議第232号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」は、提案のとおり非農地として承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第233号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ「議第233号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。11ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外8筆、地目は登記簿で田が4筆畑が5筆、現況は田が3筆、畑が6筆、面積の合計が9,662㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢で耕作困難なため後継者に貸し付ける。」ということです。借受人は、同じ世帯の息子さんで△△△△さん、申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を主宰する。」ということです。□□□□さんは農業者年金の経営移譲年金を受給されておりこの度、契約を再設定されるものです。賃借料は親子ということで無償、確認は〇〇会長です。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも田で合計が896㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さんです。申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は10アール当り468,000円で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号3番  〇〇町〇〇△△-△外18筆、地目は登記簿・現況とも田が10筆、登記簿、現況とも畑が9筆、面積の合計が11,025㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢で耕作困難なため後継者に貸し付ける。」ということです。借受人は、同じ世帯の息子さんで△△△△さん、申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を主宰する。」ということです。□□□□さんは農業者年金の経営移譲年金を受給されておりこの度、契約を再設定されるものです。賃借料は親子ということで無償、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号4番  〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿現況とも田が1筆、登記簿現況ともに畑が2筆で面積は合計1,502㎡、権利の種別は3条の所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さんです。申請事由は、「遠方にいるために管理ができない」ということです。譲受人は、〇〇県〇〇市〇〇の△△△△さん、申請事由は、「空き家付農地制度を利用して買い受けたい。」ということです。土地代は10アール当り田は6,000円、畑は2,500円です。確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△外7筆、地目は登記簿・現況とも田が3筆、登記簿、現況とも畑が5筆、面積の合計が4,906㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢で耕作困難なため後継者に貸し付ける。」ということです。借受人は、息子さんで〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を主宰する。」ということです。□□□□さんは農業者年金の経営移譲年金を受給されておりこの度、契約を再設定されるものです。賃借料は親子ということで無償、確認は〇〇委員です。</p> <p>以上5件の案件とも、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
10番	10番〇〇です。内容についてはありませんが、議案の提出の仕方ですが、例えば経営移譲年金再設定、あるいは空き家付き農地の取得それらの理由を括弧で下の方に説明して書いておくとうとうでしょう。簡単に理解ができると思います。
事務局	ありがとうございます。申請事由のところに記載すると分かりやすいということですね。次回からはそのように理由を記載させていただいてわかりやすいようにしたいと思います。ご意見ありがとうございます。
議 長	<p>適切なご指摘ありがとうございます。次回からそのようにさせていただくということですのでよろしくお願いします。</p> <p>他に質疑はございませんか。</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第233号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第233号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第234号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15ページ「議第234号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の認定について」説明します。</p> <p>議案書16ページ及び資料No.2をご覧ください。</p> <p>議案上程の理由は、空き家付農地について、指定追加及び指定解除の事案が発生したためです。議案書17ページの別表2、農地法施行規則第17条第2項の適用につきまして、新たに〇〇町〇〇△△-△番、1筆を加え、空き家の登録を解除された件12筆の登録を解除し計40筆を区域としたいと考えております。対象物件の詳細は資料No.2をご覧ください。解除案件のうち〇〇町〇〇の案件は空き家バンクからの取り下げでそれ以外は3条許可による成立案件です。</p> <p>承認を得ることができましたら、本日付で告示したいと考えます。また、変更後の</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>空き家付対象物件は資料No.2、1ページのとおり、11物件となります。 以上につきましてご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。 お諮りいたします。「議第234号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議第234号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第235号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書18ページ「議第235号 農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。19ページをご覧ください。 申請番号1番 〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿、畑が1筆、田が2筆で現況は宅地が1筆、荒廃農地田が2筆で、申請面積は105.98㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地、車庫敷地で墓碑1棟及び管理地、車庫を建築されます。転用理由は、墓地及び管理地、車庫地を整備することです。 始末書が出されており、車庫敷地について、平成9年に農地のかかる部分について車庫を建築してしまったとのこと。農用地区域外で確認は〇〇委員さんです。 農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると思えます。</p>



発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿畑、現況は宅地で、申請面積は130㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は車庫と物置で車庫、物置、パイプハウスを建築されます。転用理由は、車庫及物置を設けて利用したいとのことです。</p> <p>始末書が出されており、昭和52年頃、養蚕小屋を建築し廃業後そのまま車庫として利用してしまったとのことです。準工業地域で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は、申請地が準工業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆 地目は登記簿 田、現況は宅地で、申請面積は16㎡です。申請人は、〇〇県〇〇郡〇〇町の□□□□さん、転用目的は車庫と物置で車庫14.91㎡を建築されます。転用理由は、車庫・物置を設けて、利用したいとのことです。</p> <p>始末書が出されており、約40年前に亡き申請者のお父様が宅地にまたがって車庫・物置を建築してしまったとのことです。第一種住宅地域で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項については申請番号2に同じです。</p> <p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑、現況は宅地で、申請面積は133㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は車庫と物置で、車庫物置26.68㎡で駐車区画2台分の建築をされます。転用理由は、車庫・物置を設けて、利用したいとのことです。</p> <p>始末書が出されており、平成24年に車庫及び駐車スペースを建築してしまったとのことです。農用地区域外で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>許可条項については申請番号1に同じです。</p> <p>申請番号5番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑、現況は宅地で、申請面積は112㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は車庫で車庫54㎡を建築されます。転用理由は、宅地の隣接に車庫を設置したいとのことです。</p> <p>始末書が出されており、平成12年道路改良工事の際車庫を建築してしまったとのことです。農用地除外の事前了承が平成29年7月3日に出されており、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>許可条項については申請番号1に同じです。</p> <p>申請番号6番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿現況ともに田で、申請面積は10㎡です。申請人</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を建築されます。転用理由は、2カ所に点在している墓地の管理が十分に行き届かず、宅地の近くに移設したいとのことです。農用地除外の許可が平成28年2月26日に出されており、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>許可条項については申請番号1に同じです。</p> <p>申請番号7番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿現況ともに田で、申請面積は200㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は駐車場で駐車区画5台分を建築されます。転用理由は、隣接する自治会の駐車場スペースがなく、自治会集会所駐車場として貸し出したいとのことです。農用地除外の許可が平成28年2月26日に出されており、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>許可条項については申請番号1に同じです。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
16番	<p>16番〇〇です。49ページですが、ここへ墓地を作るということで出されました。三角の場所がありますが、前に車庫を建てるときにここに農地があったもので、申請を忘れてしまった。私も出すよう言った気がしており済んだものと思っていましたが、出してなかったということです。忙しくて忘れてしまっていた。今回改めて墓地を作ろうと思ったらこれが出してないとわかって、両方一緒に出すということだそうです。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。</p>
6番	<p>6番〇〇です。2番目の案件ですが、始末書が出ております。52ページから54ページ、55ページには現状の状況が出ています。申請土地につきましては、父△△△△が昭和48年ごろまで母屋で蚕を飼っていた。昭和51年から52年ごろに申請地に小屋を建てその場所に移ってその後2、3年養蚕をおこなっていたが、その後廃業するとともに車庫及び農機具倉庫として利用していた。平成8年に父が逝去し、私とその土地を相続して引き継いで今日まで来ている。私は農業委員になってからずっと再三無断転用だからということで指導をしており、このたびやっと申請していただいたということです。農地への復元は困難であるから農地転用の手続きを依頼したところであります。理由はともあれ無断で転用したこと、知らなかったとはいえ農地法を守らなかったことは、誠に申し訳なく深く反省しております。今後は農地法を遵守することをお誓いいたします。そういうことでよろしくをお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
1 2 番	<p>1 2 番〇〇です。申請番号3番と4番ですが、最初に3番の□□さんの始末書を読みます。今から4 5年近く前に私の父がこの宅地にまたがって車庫、物置を建て近年まで利用していた。平成2 2年に父が亡くなり私とその土地を相続して今日まできています。大学を卒業してから東京に出て生活をしており、このたび不動産の処分を不動産業者に依頼したところ農地の処分は難しいとの指摘があり、農地ということがわかりまして農地転用の手続きをしたいということで、今回理由はともあれ無断で転用したことは知らなかったこととはいえ農地法を知らなかったことは誠に申し訳なく深く反省しております。今後は農地法を遵守することをお誓いいたします。ということで、申請番号3番は以上です。</p> <p>続きまして申請番号4番の□□さんの件ですが、これも始末書が出ておまして、この土地は平成2 4年に△△さんから畑として購入し、その土地で野菜を作るとともに農機具用の倉庫を建築しました。農地は花と家庭菜園のようなものであり、今後農地への復元は困難であり、永久転用として農機具だけでなく車の車庫として利用を考えているところです。農業委員に相談し農地転用の手続きを依頼したところです。理由はともあれ復元できない施設を建築したことは、誠に申し訳なく深く反省しております。今後は農地法を遵守することをお誓いいたします。ということで出ておりますので申請番号3番、4番どうかご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。</p>
3 2 番	<p>3 2 番〇〇です。5番の件ですが、先ほど説明がありまして申請人が□□□□さんと言われましたけれども、うちらでは□□さんと呼んでいますのでたぶんその方が正解じゃないかと思えます。始末書も提出されていますけれども平成1 2年8月に家の前の道路が改良され、その時に古い車庫があったようですが、それが無くなり急きょ車庫を建設されたということです。それが発覚しましたが、近くに墓地を移転されその時に発覚したんじゃないかと思えますが、農地の上に車庫が建っているということで急きょ申請がなされましたけれどもいろいろあって私もよく知っている建物だったので、始末書も必要で書類がそろっていましたので、いけだったねということで捺印をして事務局へ提出いたしました。よくよく考えてみますと除外申請をした記憶がございませんで、確認をしましたところまだ除外申請が出ていないということが発覚いたしまして急きょ□□□□さんのところへ行きまして除外申請が先だということで保留した形で現在に至っております。7月の3日に除外申請が了承されたということで再提出をなされたものです。地元で長年郵便局長等されていた良識者でございまして、ただ、農地法に関してわからない点があったということで大変深々と反省されておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。無いようですので、ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第235号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第235号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第236号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書22ページ「議第236号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。5件の申請が出ております。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿現況とも畑1筆、登記簿畑、現況雑種地1筆で面積は851㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。借受人は〇〇町〇〇の有限会社△△代表取締役△△△△さんです。転用目的は貸駐車場で、新たに設置を予定されている保育園の駐車場用地として貸し出しを計画されているものです。駐車区画19台分の計画となっています。賃借料は10アール当たり60,000円、確認は〇〇委員さんです。都市計画区域内で第1種住居地域の用途が指定されていることから第3種農地と判断しております。第3種農地は原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況田で面積は599㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は賃貸共同住宅で、2世帯分147.6㎡を整備されます。農用地区域外で土地代は無償です。確認は〇〇委員さんです。農地区分は土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。農用地区域からは平成17年に除外されております。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外4筆、地目は登記簿田・現況真砂土採取場、面積は3,300㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□、相続人の□□□□さん、および〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の△△有限会社 代表取締役△△△△さんです。転用目的は真砂土採取場で、真砂土採取場および搬出入道路です。転用理由は、「真砂土採取場と採取に係る搬出入道路の継続使用。」ということです。期間は2年間、賃借料10アール当り60,000円、確認は〇〇委員さん及び〇〇委員さんです。最初の申請が平成8年に出されておりそれ以降、継続利用となっております。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は「農地法施行令第18条第1項第1号イの「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもの」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外5筆、地目は登記簿現況とも田が3,904㎡、登記簿現況とも畑が1,193㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん外2人で譲受人は〇〇町〇〇の△△ 理事長△△△△です。転用目的は市統合学校給食センター用地の造成で、敷地造成を6,772㎡の計画です。給食センターの規模は床面積2,131㎡、対象が大東と加茂を除く、4町の校区で1日2,200食の処理能力となっております。平成31年3月完成の計画です。土地代は10アール当り田が5,000,000円、畑が4,500,000円、確認は〇〇委員さんと〇〇委員さんです。農地区分は土地改良による公共投資が行われており第1種農地と判断しました。雲南市が実施する統合学校給食センターの用地であることから許可条項は農地法施行規則第37条第1項の公益的事業に該当すると考えます。</p> <p>なお、申請番号2番、4番の案件は1種農地に該当することから、また3番の案件は3,000㎡を超える案件であることから島根県農業会議の常設審議委員会への諮問が必要な案件です。</p> <p>申請番号5番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況、宅地、面積は293㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇区〇〇△丁目、□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は駐車場及び宅地拡張で、駐車場5台分を整備されます。転用理由は、「駐車場用地が不足しており隣接所有者から譲受整備したい。」ということです。始末書が提出されておまして、「平成24年より駐車場及び宅地として利用してしまっただけ」ということです。農用地区域外で土地代は10アール当り400,000円、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>この案件は4月、5月の総会で上程し保留となっていた案件です。民有地を進入路</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>として使用する計画の為、民有地所有者の使用承諾の確認を求めていたものですがこのたび進入路の確保がなされ所有者からの同意も確認しました。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>以上5件についてご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
15番	<p>15番〇〇です。3番の案件ですが、〇〇委員さんと私で確認しました。△△さんが前から2年更新で真砂土採取をされています。今年が更新時期で、ここの土が良くもう少しやっていきたいとのことで申請がありました。更新であり許可の印鑑をしたところでした。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>他に。</p>
12番	<p>12番〇〇です。4番は給食センターの案件ですが、6月終わりに〇〇委員さんと二人で確認をしています。改良区からいろいろ説明を受けてセンターの建築に伴う農地の確認をしたところでした。水の関係の上水、排水路も適切に進められておりまして、スムーズにおこなわれると思います。以上です。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。</p>
29番	<p>29番〇〇です。以前にも始末書が出ておりまして、農地パトロールの時にも再三お願していたものです。ようやく最近になって始末書付きの手続きを取ってもらったという段階に来ています。4月、5月の審議に加えてもらいましたが、資料の最後のページに写真が出ていますけれど、ここの土地を駐車場として利用したいとの申し出でした。ですがここの駐車場に入るためには赤道を通らなければ求めようとする土地には入れないというものでした。隣接する関係者が4人おられますが、ここを通らなければここの宅地を求める理由が無いんじゃないかということで、申請される方は人の土地を通っている状況の中でこの宅地を求められた訳ですが、農地を提供しなければこの土地は求められないんじゃないかとか、いろいろ現地説明でお話しさせていただいたりしましたが、そのために4月、5月が見送りとなりましたが、ここ2～3日で他の民地を利用させていただいて、駐車場にしようとしている土地に入らせてもらうことになったと昨日話を伺いましたのでこの進入路としている、今まで長期にわたり話合いが持たれましたけれどもここの土地は通らなくても何とかなるという話でしたのでその土地の申請については他を通らせてもらうぶんにはここの土地を求められてもいいんじゃないかなという気持ちでおりましたので、よろしくお願</p>

発信者	議 事 録 要 旨
29番	たします。
議 長	ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はありませんか。
9番	9番〇〇です。先ほど〇〇委員さんから詳しく説明があったところですが、先般11日の運営委員会の中で事務局から宅地を通らせてもらって進入路を設けるという話であり先ほど〇〇さんもそのように説明があったところですが、ところがこの進入路は庭先を歩いて入る状況であり、昨夜本人さんが来られていろんな話をした中でもう一度赤道を歩かせてくださいという話がありまして、それはどういうことですかという話をしたところ、その宅地を歩くのは許可を得るために歩かせてもらう。工事をする時に若干材料を運ぶためにここを歩かせてもらうということで、終わったらどうされますかと聞いたらそれは返しますという説明であり、そのことは事務局へ報告してありますかと聞いたらそれは何にも言われませんでしたので、申請をするための理由であると私は考えたところです。その後事務局へ理由が申し出てあるのかないのかを聞かせてもらいたい。極端に言うと私たちが△△さんにペテンにかけられたような気持ちを持っていますので、農業委員全体の問題であると思っていますので皆さんの意見を聞かせてもらいたい。よろしくお願いします。
議 長	事務局分かりますか。
事務局	許可申請書で見えておりますが工事の為にこの土地を使用したいということは書いてありません。こちらとしては、宅地を利用される、進入路として利用されるということで計画書が出ており、それについては土地の所有者の方から同意書も出ておりますので、それは適正なものだと判断したところであります。こちらを利用される分にはそこを進入路にされることは問題ないと考えていますのでこの件については特にこれ以上指摘することはないと考えております。
9番	それは分かりますが、ただ工事が終わってしまうとここは歩かれない。赤道を歩かせてくださいと昨夜の話であります。皆さんはどう思われますやら。許可を出してもらうための進入路であると気がしてなりません。
議 長	そうではないでしょう。事務局の書類は。
事務局	ここにはそういうことは書いてありません。
15番	100ページの図面で説明してもらえませんか。
9番	(9番〇〇委員が説明)
議 長	いろいろ経過があるようですが、今回は△△-△の□□さんの宅地を通って反対側か

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	ら入るのでお願いしたいということで申請が□□さんの同意書を添えて出ています。これで判断するしかないと思いますが。
9 番	工事のために歩くと私に昨夜になって言われました。許可された場合には許可ももらっているんで歩かれます。農業委員全員をペテンにかけるようなものだ。
1 4 番	〇〇さんに確認ですが、平成24年よりとなっていますが現に駐車場になっていますね。△△-△の□□さんの宅地を通して出入りしているんですか。
9 番	いや、していません。現在は赤道を無断で通っています。
1 4 番	登記上はどうなっていますか。赤道の広さは。
9 番	1.3から1.5mくらいです。
1 4 番	登記は1.3mくらいでも実際はもっと広いわけですね。
9 番	そうです。
1 4 番	それはちょっとおかしいのでは。
9 番	通る人は赤道であることは知っておられません。広がったから道だと思って出入りしておられます。
1 5 番	民法か何かで、一回公の人がどんどん歩かれると認めなければならないっていませんか。歩いてもらうといけないと毎年言っているといいはずですが。早く地主の方がここは農地であるときちっと話し合いでできないといけないのでは。
議 長	この案件で一番大事なことは、△△さん本人が申請書と違ったことを言っている。△△さん本人に確認する必要がある。事実確認を取った方がいいのでは。
事務局	今、上程していますが。
議 長	保留することができます。次回までに△△さんに〇〇さんがおっしゃっておられることが本当なのか書類で出しているのが本当なのか確認をとらなければ。事実関係を事務局で確認し、次の農業委員会にかけるということで。 皆様にご相談ですが、5番の案件については、出ている書類はきちっとしていますが、〇〇委員には違ったことを言っておられるようですので、きちっと本人に確認し次回の総会まで留保するというので預からせていただくことでいかがでしょうか。



発信者	議 事 録 要 旨
	(よろしいですとの声あり)
議 長	確認させていただくということで留保させていただきます。 他に質疑はございませんか。
9 番	赤道の部分については私がお金を出して測量を終わっております。
議 長	赤道の部分はここでどうこう言われません。
9 番	もし行かれた時に測量が済んでいると言われるといけないので、測量は私がやっております。
1 5 番	赤道が狭くなっていますね。
議 長	△△-△の□□さんの宅地を通して△△-△の駐車場に入るといことの実事の確認を取らせていただきます。次回の委員会にかけたいと思います。そのようにご理解をいただきたいと思います。
1 0 番	1 0 番〇〇です。話を聞いてるとそのようになるといいですが土地の所有者、近隣所有者が結論を出した後でまだ不満が残るようなので、それをどのように整理していくのか。本日で農業委員会が改選で終了する微妙な時期でありよく付度をして会長がどう判断するか。
議 長	私の解釈としては、現在出ている申請書△△-△宅地を通して△△-△へ入るとい申請が出ていますので、農道を通る話は出ておりません。申請書が事実かどうか本人さんへ確認を取っていきたいと思います。
1 0 番	誰がするか。事務局へ任せてはいけないぞ。
議 長	はい、わかりました。私もきちっと確認していきたくと思います。事務局と確認します。
1 5 番	事実関係として〇〇委員さんのところへ赤道を通らせてほしいと、たった昨夜言っておられるので、そのことは事務局も頭に入れておかないとこちらは聞いていませんと言ってもらっても困ります。そうしないと解決が難しいと思います。委員長がおっしゃるように宅地を通るよう申請があるからと盾に取られるとおかしいです。現実事実関係が起きています。
議 長	それがまだ一方の〇〇さんからしか話を聞いていけませんので、相手の△△さんから聞いていけませんので、きちっと△△さんにも確認したうえで処理したいと思っています。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>す。この案件については交通整理をさせていただきますので。</p>
1 4 番	<p>ちょっとすみません。〇〇さんにもう一度確認を。□□さんのところを通過して△△-△のところに出入りしているんですか。</p>
9 番	<p>しています。何年も前から。</p>
1 4 番	<p>ということは、△△-△の宅地を通過して△△-△に出入りするということは、平成24年にもうやっちゃっているでしょう。そのつじつまを合わせるためにやっているということにすぎない。</p>
9 番	<p>私は今回申請を出して、申請がとおるためのものと思う。</p>
1 4 番	<p>現に〇〇さんの前を通過しているわけですね。□□さんの宅地を通過して△△-△に入れるんですか。</p>
9 番	<p>今回□□さんがいいと言ったから。車をすでにもう止めております。</p>
議 長	<p>書類はそれで申請がされています。</p>
1 6 番	<p>〇〇さん、後は庭石とかブロックでも並べて歩かれないようにしたら。</p>
議 長	<p>長年のいろいろなことがあるようですが配慮しながらひとつ整理をしていきたいと思えます。前段私が申し上げた方向で処理をさせていただきたいと思えます。従いまして5番は今回は留保とさせていただいて、次回に回したいと考えております。</p> <p>他に質疑はございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので次に討論を行います。</p> <p>討論はございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第236号 農地法第5条の規定による許可申請について」、はじめに本案件のうち、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件である申請番号1番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第 2 3 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」、申請番号 1 番について、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号 2 番から 4 番について、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p>
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第 2 3 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」、申請番号 2 から 4 番について、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。</p> <p>今後、島根県農業会議 常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議題 2 3 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議第 2 3 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明文いたします。27 ページをご覧ください。</p> <p>今回の案件は〇〇町 3 件、〇〇町 2 4 件、〇〇町 3 件、〇〇町 2 件、計 3 2 件が申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。16 時 4 5 分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に大東町をお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
9 番	9 番〇〇です。〇〇町 3 件全て妥当です。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。次に〇〇町。
6 番	6 番〇〇です。〇〇町 2 4 件とも妥当と判断いたしました。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。次に〇〇町。
2 番	2 番〇〇です。〇〇町 3 件妥当と判断いたしました。よろしくお願いします。
議 長	次に〇〇町お願いします。
4 番	4 番〇〇です。〇〇町 2 件、いずれも再設定ですが妥当と判断いたしました。よろしくお願ひします。
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第 2 3 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第 2 3 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第 2 3 8 号 雲南市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則について」から「議第 2 4 4 号 雲南市農業委員会遊休農地の指導に関する規程を廃止する告示について」を一括して議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>議案書は40ページから61ページに記載をしています。上程します規則、規程の一部改正及び廃止につきましては、平成28年4月に施行した農地法等の改正に伴うものと、これまでの法改正で改正すべき箇所が残っていたものです。この度現状に合わせる形で改正をさせていただきたく議案の上程をします。それでは、それぞれの規則、規程の改正内容について説明をいたします。</p> <p>はじめに、「議第238号 雲南市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則について」です。新旧対照表で説明をいたします。議案書42ページをご覧ください。第5条第1項中の「一般選挙」を「任命」に改めます。</p> <p>次に、「議第239号 雲南市農業委員会規程の一部を改正する訓令について」です。議案書45ページをご覧ください。第4条第3号中「法第6条第2項第1号」を「法第6条第3項第1号」に改めます。これは、平成28年3月25日にこの規程が一部改正されておりますが、その際にこの箇所の改正が残っていたものです。</p> <p>次に、「議第240号 雲南市農業委員会互選規程の一部を改正する告示について」です。議案書48ページをご覧ください。第2条中「選挙による委員、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第12条第1号の委員及び同条第2号の委員のそれぞれ」を「農業委員会の委員」に改めます。第12条第1号の委員とは農業協同組合、農業共済組合、土地改良区からの推薦、同条第2号の委員とは議会推薦の委員のことであり、いずれも法改正により該当しませんので農業委員会の委員と改めます。また、第3条中「による一般選挙」を削り、「選挙後」を「任命後」に改めます。</p> <p>次に「議第241号 雲南市農業委員会運営委員会の設置及び運営規程の一部を改正する訓令について」です。議案書51ページをご覧ください。第3条第3号中「各選挙区から」を削ります。</p> <p>次に、「議第242号 雲南市農業委員会専門委員会の設置及び運営規程の一部を改正する訓令について」です。議案書54ページをご覧ください。第2条ですが、現行では3つの委員会がありますが、農業委員の数がこれまでの半数になったことから、少ない人数で委員会を構成することは所掌事務をおこなうのに適当ではないことから情報委員会のみを残してはと考えます。従いまして、第3条、第5条で「各専門委員会」を「専門委員会」に改めるとともに、第6条第2項中「いずれの」を削ります。</p> <p>次に、「議第243号 雲南市標準農作業料金検討協議会規程の一部を改正する告示について」です。議案書59ページをご覧ください。第4条第3項ですが、現行では協議会の副会長は地域農業対策委員会委員長を充てていましたが、先ほどの議第242号で専門委員会に地域農業対策委員会を置かない提案をいたしておりますので、これに代わる者を運営委員会委員長と考えております。また第7条第2項ですが、現行では検討委員会の委員については地域農業対策委員会の委員から選出された委員でありましたが、これについても運営委員会の委員と農業委員会の委員の中から会長が指名した若干名をもって構成することを考えております。また検討委員会の議長を運営委員会委員長としております。</p> <p>次に、「議第244号 雲南市農業委員会遊休農地の指導に関する規程を廃止する告示について」です。議案書60ページをご覧ください。この規程は農業経営基盤強化</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>促進法第27条の規定に基づくものですが、この第27条については、平成21年の法改正により削除されているものであり、現状に合わせる形でこの規程を廃止するものです。</p> <p>条文の文言については、法令審査委員会に確認をいただいております。ご承認いただければ本日を公布日として制定したいと考えます。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p>
1 4 番	<p>専門委員会3つが1つになりましたが、農政委員会、地域農業対策委員会が担っていた役割をどこまでやるのか、辞めてしまうのかどう考えるのか。</p>
事務局	<p>委員会は無くしますが、これまでも総会の後に全体で協議等していますので、今後全員で協議をおこなっていく形にしていきたいと考えております。</p>
1 4 番	<p>除外申請は総会で詳しい議論ができないということで地域農業対策委員会でこなしをさせておいて整理するという運びであったのですが、このように理解していますが。除外の検討審議は農業委員会で一発でやってしまうという考えですか。現地確認もしないという運営にしていこうとの考えか。</p>
議 長	<p>各町代表の経験者に相談を申し上げたところで、委員が半数になりますが、総会ではなく懇談会、説明会で全員でやっていく形で、議題に上げるときは地ならしが終わった時点でやっていく考え方です。委員会は無いけれど全体で正式な会でやるのではなく事前にきちっと懇談会等で別に時間を設けることとします。</p>
1 4 番	<p>どのような性格の会議ですか。</p>
議 長	<p>例えば総会の後、前で、規則に縛られない非公式な形です。</p>
1 4 番	<p>非公式というところまで議論したものが公式となるんですか。</p>
議 長	<p>正規の委員会ということではなく、懇談会という方式もあります。おっしゃるよういきなり総会に議案としてあげるのはいささか問題があるような案件については、懇談会なりあるいはほかの形で事前に話し合う方式です。</p>
1 4 番	<p>それは農業委員会だけが対象。</p>
議 長	<p>農業委員だけ。</p>
1 4 番	<p>推進委員は関係なしに。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	推進委員は関係ありません。推進委員というのは地元張り付いてきちっとやるというのが基本でして、自分の担当地域でやっていく。おのずと農業委員とは役割が違ってくる。
1 4 番	ちょっとイメージがわかりませんけどね。
議 長	いずれにしても、やりながら問題点があれば修正を図っていく、是正をしていくことは必要だろうと思いますが、とりあえず今日のところで議決をしておかないと次の新しい農業委員会のスタートができないというので規則の規定の整備をしておかなければいけないということです。
1 4 番	いやいや、そういうことではないでしょう。だって、専門委員会を情報委員会だけにするという事だから、今までやっていた委員会が担っていた仕事をどうするかという整理をしておかないといけないのでは。
議 長	逆に専門委員会の地域農業対策委員会、農政委員会制度をなくして全体でやると、今までが半数、半数だから、今の委員さんの数が地域農業対策委員会も農政委員会も半々に分けてありますので、その半分の数に全体の委員数になってくるので、そこでやっていく。全体でいわゆるあなたがおっしゃる除外申請の現地を見たり事前の精査するようなものは全体でやっていく。逆に今まで委員会が違くと全然情報が入らなかったものが、全員に情報が入ってくる利点もあります。
1 5 番	今まで地域農業対策委員を私がやっていたんですが、標準小作料を決めるときに一般から出てもらっていましたが、そういう場合はどうされるのか。もう作らないのか。
議 長	その制度はいっしょです。
1 5 番	そうすると全体の中へ委員さんも出てやってもらうということですか。
議 長	委員会制度をなくすということです。
1 5 番	そうすれば最初から議題としてあげて論議していかないと、事前に非公式に自由な話し合いをして問題点を引っ張り出すのはおかしいのでは。やっぱり最初から委員会の中で論議していかないと。
議 長	例えば規則にそってやるのが総会の議事録にのった整理の仕方ですが、懇談会というのは少し楽なところで話していく形のもので調整を取っていく。ほかの会議でもよくありますが。懇談会に切り替えてとか。懇談会で事前に整理をしながら本題として持っていくというやり方をやっていくわけですけど。

発信者	議 事 録 要 旨
14番	懇談会というのは全員でやっていくんですか。
議 長	<p>全員です。委員会制度をなくして全体でやっていくということです。</p> <p>〇〇委員さんがおっしゃっておられるのは、いきなり最初から正規の総会であげることは意見を言ったり現地を見ることができんではないかと。除外申請でも。だからそれをやる場合は懇談会方式できちっとやっていけるということです。</p>
14番	それを全員でやるということですね。
議 長	<p>全員ですね。全員といっても今までと同じ人数ですけど。ちょうど半々にしていますので。人数はいっしょです。今までは倍の人数が地域農業対策委員会と農政委員会半々に分けてありますけれど、今回は定数が半数に落ちています。</p>
15番	もうよそはやっているところがありますでしょう。新しい制度で。そこもそのようなやり方で。
議 長	法律が原点でして、法律の解釈は委員会を置くことができる。
15番	法律の解釈を私は質問していません。他の市町村で新しい体制でやっておられるところはどのような方式でやっておられますか。
事務局	委員会の持ち方まではそれぞれの農業委員会考えればいいことですから。
15番	例があれば、ここはこういうやり方でやっておられるとか。
事務局	今はわかりません。
14番	半分になったから人数は一緒ということですが、回数が増えるということですね。集まってきて議論するから。
議 長	そうですね。時間も長くなりますね。今まで委員会と総会でやっておられたのが全て全体でやるということです。
14番	総会じゃないわね。あなたが言われるように懇談会、事前の勉強会みたいな形の全員が集まった会議、打合せ。
議 長	<p>例えば農作業料金とかもろもろ相談するときは農業委員さんと一般の委員さんとの各町から出していただいた検討委員さんとの会もありますので、そここのところの組み合わせをやりながら進めていかなければいけないと。単に農業委員会だけの問題ではなくて。</p>



発信者	議 事 録 要 旨
1 4 番	持ち方でしょうからいろんな意見があるんでしょうけれど。半分だからと言って全員で動くのがいいかということもありますが見解だわね。
議 長	いずれ不都合があれば新しい農業委員会の方で検討修正されるのもやぶさかではありません。
1 4 番	専門委員会を変えるのもいけませんでしょ。
議 長	それはできますよ。いくらでもできますよ。皆さんの意思でやっていくということであれば。ただスタートラインに一つの枠がないとスタートができないということです。
1 4 番	いいですよ。ひとつの専門委員会にすると言われたから、今までの流れでどう変わるのか心配であったものですから。
議 長	他に質疑はありませんか。  (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。  (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第238号から議第244号について」は、提案のとおり制定することにご異議ございませんか。  (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第238号から議第244号について」は、提案のとおり制定することに決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。
事務局	ご起立下さい。 一同互礼。 ご着席ください。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	次にその他事項に入ります。 <b>【その他事項】</b> (1) 農業委員会慶弔会計決算について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成      年      月      日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_